

【ショベルローダー等運転技能講習】各区分で免除対象業務経験・免除科目・免除時間

※普通、大型、中型、準中型などの運転免許証をお持ちの方はB区分(31時間講習)となります。

区分	受講の免除を受けることができる者	免除科目	免除時間	講習時間
A	道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。）を有する者又は同項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有し、かつ、3月以上ショベルローダーの運転の業務（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における当該業務を含む。以下同じ。）に従事した経験を有する者	ショベルローダー等の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ショベルローダー等の走行の操作	学科4時間 実技20時間 計24時間	学科7時間 実技4時間 計11時間
B	道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有する者	ショベルローダー等の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	学科4時間 計4時間	学科7時間 実技24時間 計31時間
C	6月以上ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務に従事した経験を有する者	ショベルローダー等の走行の操作	実技20時間 計20時間	学科11時間 実技4時間 計15時間
D	建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の2に規定する建設機械施工技術検定に合格した者	ショベルローダー等の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ショベルローダー等の運転に必要な力学に関する知識 ショベルローダー等の走行の操作	学科6時間 実技20時間 計26時間	学科5時間 実技4時間 計9時間
E	上記いずれも該当しない者			学科11時間 実技24時間 計35時間